

一般社団法人 群馬県測量設計業協会会員みなさまへ

測量業者総合補償制度のご案内

(測量士職業賠償責任保険)

保険期間 : 令和7年10月1日 午後4時から
令和8年10月1日 午後4時まで
保険契約者 : 一般社団法人 群馬県測量設計業協会
被保険者 : ①一般社団法人 群馬県測量設計業協会の会員
(=記名被保険者)
②記名被保険者の役員および使用人
※②は記名被保険者の業務に関するかぎりにおいて、補償の対象(被保険者)となります。

申込み締切 令和7年9月15日(月)

＜お問い合わせ先(取扱代理店)＞

アームリンク株式会社

〒371-0844

群馬県前橋市古市町1-43-6 真塩ビル2F

TEL 027-255-3233

(受付時間: 平日午前9時から午後5時まで)

FAX 027-280-4659



＜引受保険会社＞

損害保険ジャパン株式会社

群馬支店 前橋支社

〒371-0023

群馬県前橋市本町1-4-4

TEL 050-3798-5654

(受付時間: 平日午前9時から午後5時まで)

FAX 027-223-8004

測量で起こりうる万一の賠償事故をワイドに補償する 測量士専用の安心保険です。

測量業務中に起こりうる賠償事故をワイドに補償

人身事故、物損事故、財産上の損害。
測量業務遂行上の過誤による事故にもとづく
損害賠償請求への、幅広い備えをご用意いただくことが可能です。
安心して測量業務に当たるためにぜひご加入をおすすめします。

補償の内容

会員である測量業者が日本国内で行った測量業務により、業務の発注者または第三者に次に掲げるような損害を与えた結果、被保険者が法律上の損害賠償責任を負うことによって被る損害を保険金額の範囲内でお支払いする保険です。

測量中の人身事故	測量中の物損事故	測量結果の誤りによる 財産上の損害
●測量中に機器が倒れ、通行人にケガをさせてしまった。	●測量中に駐車中の自動車にキズをつけてしまった。 ●杭うちにより誤って水道管等の地下埋設物を壊してしまった。 ●測量の際、誤って伐採してはならない苗木を伐採してしまった。	●測量が誤っていたためにそれに基づいて建築のやり直しが発生し、費用を賠償した。 ●測量の際、基準点のつけ間違いにより、調整工事が必要となり費用を賠償した。

名誉き損による損害
●被保険者が他人に対して、名誉き損に起因する法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害をてん補します。

(注) 本保険制度は、保険期間中に日本国内において被保険者(測量業者)が損害賠償請求を受けた場合にお支払いの対象となります。

お支払いする保険金

- ①損害賠償金(※)
- ②損害賠償責任に関する訴訟費用・弁護士費用等の争訟費用(※)
- ③求償権の保全・行使のために支出した必要または有益な費用および損害の防止・軽減に必要・有益な費用
- ④損保ジャパンの要求に伴う協力費用
- ⑤事故発生時の応急手当等の緊急措置費用

(※) ①②については、支払い前に損保ジャパンの同意が必要となりますのでご注意ください。

保険金のお支払方法

上記の①②③⑤は、①②③⑤の賠償額の合計額に下記の算式により算出された額をお支払いします。

合計額が1,000万円以下の場合…合計額 × 100%
合計額が1,000万円超の場合…(合計額 - 1,000万円) × 90% + 1,000万円

上記④は実額をお支払いします。

補償の対象となる「測量業務」 （日本国内で行う業務にかぎります。）

測量法におけるすべての「測量業務」

- (1) 基本測量（測量法第4条）
- (2) 公共測量（測量法第5条）
- (3) 基本測量および公共測量以外の測量（測量法第6条）
- (4) 局地的測量または高度の精度を必要としない測量（測量法施行令第1条） など

業務中に多い事故および事故例

事故はいつ、どこで、どのような形で発生するか予測が不可能であり、事故の原因、態様は多種多様ですが、測量業務中の事故として多いものを挙げますと次のとおりです。

①既設埋設物の損傷
杭打ちによって、既設のガス管・水道管・電話ケーブル等の地下埋設物が損傷。

②測量ミス
発注者から渡された図面の読み誤り、測量の基準点誤り、三脚の踏込不足、単純な計算違い、丁張りへの記入間違い、施工者に対する丁張りに関する指示不足など。

●事故例

事故形態	事故の状況
基点誤り	新設水路の測量時に基点を誤った。誤った測量図に従い水路を設置したが、施工途中に誤りが判明し、施工会社より再設置費用を請求された。
測量の水準点誤り	水準点を使用しなかったため、高さの測量に誤差が生じ、橋脚と橋台の高さが異なり補修が必要となった。

保険金額（補償限度額）

保険期間中に賠償請求を受けた場合、1請求についてお支払いする補償の限度額です。（保険期間中の総支払限度額ともなります。）

タイプ	X	Y	Z	A	B	C
保険金額	500万円	1, 000万円	3, 000万円	5, 000万円	1億円	3億円

保険金お支払額と自己負担額

損害認定額が1,000万円超の場合には、支払保険金額は、1,000万円を超える部分については損害認定額に90%を乗じた支払いとなります。
従いまして、1, 000万円を超える部分の10%が自己負担となります。

お支払例 (Bタイプ補償限度額 1億円に加入の場合)	トンネル測量の測量誤りの結果、再工事費用が発生し、損害認定額が5,000万円となった。 保険金お支払額＝1,000万円＋(5,000万円－1,000万円)×90% ＝4,600万円 自己負担額＝(5,000万円－1,000万円)×10%＝400万円
----------------------------------	---

保険料算出方法（一括払）

年間の測量業務の前年売上高を基礎として、下記の算式にしたがって保険料を算出してください。
※加入依頼書記載の「保険料算出基礎数字(売上高)」について」にご同意のうえ、お申込み願います。

(1) ()に測量業務の年間売上高(10万円単位を四捨五入)を入れて、修正売上高を計算します。

年間売上高の範囲	修正売上高の計算式(百万円単位)
1,000万円以下	1.000 × (百万円)
1,000万円 超 2,500万円 以下	0.650 × (百万円) + 3.50
2,500万円 超 1億円 以下	0.420 × (百万円) + 9.25
1億円 超 2億円 以下	0.380 × (百万円) + 13.25
2億円 超 5億円 以下	0.250 × (百万円) + 39.25
5億円 超 10億円 以下	0.150 × (百万円) + 89.25
10億円 超 30億円 以下	0.090 × (百万円) + 149.25
30億円 超 80億円 以下	0.045 × (百万円) + 284.25

＝ 修正売上高(百万円)

百万円

(2) ()内に(1)で計算した修正売上高を入れて保険料を計算します

支払限度額	保険料の計算式
X(500万円)	(百万円) × 716.10
Y(1,000万円)	(百万円) × 960.00
Z(3,000万円)	(百万円) × 1,488.00
A(5,000万円)	(百万円) × 1,833.45
B(1億円)	(百万円) × 2,419.20
C(3億円)	(百万円) × 3,763.20

＝ 保険料(円)

円

1円単位を四捨五入し、
10円単位としてください。

※年間測量業務の売上高について測量業務の他に設計・調査・施工管理等を運営されている場合は、総年間売上高からそれらの業務の売上高を控除し、測量業務の売上高のみを保険料算出の基礎数字としてください。

保険料 計算例	測量業務の年間売上高5,000万円の会員が補償タイプ1億円に加入した場合 修正売上高：0.420×50+9.25=30.25 保 險 料：30.25×2,419.20=73,180.8⇒73,180円
------------	--

本契約には「保険料の確定に関する追加条項」がセットされております。保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度の確定した売上高に基づいて保険料を算出します。保険期間中の売上高変更による精算は行いません。
なお、ご申告いただいた売上高が把握可能な最近の会計年度の売上高に不足していた場合には、その不足する割合により保険金を削減することになりますのでご注意ください。
ご加入に際しては、保険料基礎数字を確認できる公表資料・客観的資料(事業報告書、決算書、労働保険・確定保険料申告書等)をあわせてご提出ください。
該当資料がない場合は、取扱代理店もしくは損保ジャパンにご相談ください。

年間保険料早見表

(保険期間1年、単位：円)

支払 限度額 売上高	X (500万円)	Y (1,000万円)	Z (3,000万円)	A (5,000万円)	B (1億円)	C (3億円)
500万円	3,580	4,800	7,440	9,170	12,100	18,820
1,000万円	7,160	9,600	14,880	18,330	24,190	37,630
2,000万円	11,820	15,840	24,550	30,250	39,920	62,090
3,000万円	15,650	20,980	32,510	40,060	52,860	82,230
5,000万円	21,660	29,040	45,010	55,460	73,180	113,840
7,000万円	27,680	37,100	57,510	70,860	93,500	145,450
1億円	36,700	49,200	76,260	93,960	123,980	192,860
2億円	63,910	85,680	132,800	163,640	215,910	335,870
3億円	81,810	109,680	170,000	209,470	276,390	429,950
5億円	117,620	157,680	244,400	301,140	397,350	618,110
7億円	139,100	186,480	289,040	356,150	469,930	731,000
10億円	171,330	229,680	356,000	438,650	578,790	900,350
15億円	203,550	272,880	422,960	521,160	687,660	1,069,690
20億円	235,780	316,080	489,920	603,660	796,520	1,239,030
30億円	300,220	402,480	623,840	768,670	1,014,250	1,577,720

補償の対象とならない主な場合

- 以下のような損害賠償責任を負担することによって被る損害については、補償の対象とはなりません。
- (1)業務の結果を保証することにより加重された賠償責任
 - (2)測量法の規定に違反して行った測量業務に起因する賠償責任
 - (3)秘密漏えいによって生じた賠償責任
 - (4)業務の成果物の修補、改善または再作製に起因する賠償責任
 - (5)業務もしくは工事の履行不能または履行遅滞に起因する賠償責任
 - (6)損害賠償請求の原因もしくは原因となる事由について、その原因または事由の発生を予見できた業務に起因する賠償責任
 - (7)下請負人の業務に起因する賠償責任
 - (8)成果物の過大設計に起因する賠償責任
- など

ご注意

土地家屋調査士業務を兼営されている場合
測量士の資格を有しかつ、営業登録を行っている場合、測量士の資格で行う測量は、「土地家屋調査士賠償責任保険」では対象となりませんので、必ずこの「測量士職業賠償責任保険」にもご加入ください。

- 1 測量業者総合補償制度について
- 一般社団法人群馬県測量設計業協会を契約者とする測量業者総合補償制度は損保ジャパンを引受保険会社、一般社団法人群馬県測量設計業協会会員を被保険者とする団体契約です。
(賠償責任保険普通保険約款＋賠償責任保険追加担保条項＋測量業務特約条項＋請負業者条項等)
- 2 加入について
- 本制度に加入できる方は、群馬県測量設計業協会の会員企業にかぎります。なお、群馬県測量設計業協会へのご加入につきましては、群馬県測量設計業協会まで直接ご連絡ください。
- 3 補償の対象となる方(被保険者)
- ①貴社(記名被保険者) ②貴社の役員および使用人
※②は、貴社の業務に関するかぎりにおいて、補償の対象(被保険者)となります。
- 4 もし事故が起きたときは
- この保険で補償されると考えられる事故または保険事故の原因となる偶然な事故が発生したときは、遅滞なく、事故の日時・場所、被害者の住所・氏名、事故状況、受けた損害賠償請求の内容その他の必要事項について、書面で取扱代理店または損保ジャパンにご通知ください。事故発生のご連絡が遅れたり、賠償事故の場合は損害が確定した日から30日以内に保険金請求書その他の必要書類のご提出が無い場合には、保険金のお支払いができなくなることがありますのでご注意ください。

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、住民票 など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	事故状況説明書、罹災証明書、交通事故証明書、請負契約書(写)、メーカーや修理業者などからの原因調査報告書 など
③	保険の対象の時価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①建物・家財・什器備品などに関する事故、他人の財物を損壊した賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面(写)、被害品明細書、復旧通知書、賃貸借契約書、売上高等営業状況を示す帳簿(写) など ②被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 診断書、入院通院申告書、治療費領収書、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書 など
④	保険の対象であることが確認できる書類	登記簿謄本、売買契約書(写)、登録事項等証明書 など
⑤	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など
⑥	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、被害者からの領収書、承諾書 など

- 損保ジャパンは、被保険者が保険金請求の完了した日から原則、30日以内に保険金をお支払いします。
ただし、以下の場合、30日超の日数を要することがあります。
 - ① 公的機関による捜査や調査結果の照会
 - ② 専門機関による鑑定結果の照会
 - ③ 災害救助法が適用された災害の被災地域での調査
 - ④ 日本国外での調査
 - ⑤ 損害賠償請求の内容や根拠が特殊である場合上記の①から⑤の場合、さらに照会や調査が必要となった場合、被保険者との協議のうえ、保険金支払の期間を延長することがあります。
- 保険契約者や被保険者が正当な理由なく、損保ジャパンの確認を妨げたり、応じなかった場合は、上記の期間内に保険金を支払われない場合がありますのでご注意ください。

5 ご加入の際のご注意

- 告知義務: ご加入時に損保ジャパンに重要な事項をお申し出いただく義務があります。
 - ・ 加入依頼書の記載事項が記載されていなかったり、記載事項が事実と違っている場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります。
 - ・ 他人のために保険契約を締結する場合、ご契約者またはその代理人に過失がなかったとしても、被保険者またはその代理人の故意または重大な過失によって、加入依頼書の記載事項が記載されていなかったり、記載事項が事実と異なっているときも同様です。
- 通知義務: ご加入後に下記の変更等が生じるときは、すみやかにご加入の取扱代理店または損保ジャパンにご通知ください。
 - ・ ご通知がないと保険金をお支払いできないことがあります。
 - ・ 加入依頼書または加入者証に記載された事項を変更するとき
 - ・ この保険と補償の範囲が重なる他の保険契約を締結するとき
- 重大事由による解除等
保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、保険金をお支払いできないことや、ご契約が解除されることがあります。
- 保険金の分担: この保険契約と重複する保険契約が他にある場合、保険金のお支払いが按分されますのでご注意ください。
- 保険料領収前に生じた事故: 保険料を領収する前に生じた事故については、保険金をお支払いできませんのでご注意ください。
- この保険は事業のための保険契約であり、クーリングオフの対象となりません。
- 加入者証は大切に保管してください。ご加入後、1か月経過しても加入者証が届かない場合は、損保ジャパンにご照会ください。
- 賠償責任保険の保険金に質権を設定することはできません。
- 被害者が保険金を請求する場合、被害者は保険金請求権に関して、損保ジャパンから直接、保険金を受領することが可能な場合があります。詳細につきましては取扱代理店までお問い合わせください。
- 引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
この保険については、ご契約者が個人、小規模法人（引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。）またはマンション管理組合（以下あわせて「個人等」といいます。）である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。
補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで（ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額）が補償されます。
なお、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。
損害保険契約者保護機構の詳細につきましては取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- ご契約を解約される場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお申し出ください。解約の条件によっては、損保ジャパンの定めるところにより保険料を返還、または未払保険料を請求させていただくことがあります。
詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

6 その他

このパンフレットは、「測量士職業賠償責任保険」の概要を説明したものです。
詳細は契約者である団体の代表者の方にお渡ししております保険約款によりますが、ご不明の点がありましたら取扱代理店または損保ジャパンにおたずねください。ご加入を申込みれる方と被保険者が異なる場合は、このパンフレットの内容を被保険者にご説明いただきますようお願いいたします。取扱代理店は損保ジャパンとの委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって取扱代理店と有効に成立したご契約につきましては、損保ジャパンと直接契約されたものとなります。

7 示談交渉サービスは行いません。

この保険には、保険会社が被害者の方との示談交渉を行う「示談交渉サービス」はございません。
したがって、この保険が適用されると考えられる事故が発生した場合には、損保ジャパンの担当部署からの助言に基づき、加入者（被保険者）ご自身が、被害者の方との示談交渉を進めていただくことになりますので、あらかじめご承知置きください。
なお、損保ジャパンの承認を得ないで、ご加入者側で示談締結をなされた場合には、示談金額の全部または一部を保険金としてお支払いできない場合がございますので、ご注意ください。

お申込方法

加入手続き

測量士職業賠償責任保険の加入依頼書に必要事項をご記入のうえ、群馬県測量設計業協会まで返送してください。

保険期間

令和7年10月1日午後4時～令和8年10月1日午後4時まで

申込(加入)締切日と掛金(保険料)払込方法

一括払／銀行振込

申込(加入)締切日:9月15日(月)

保険料は銀行よりお振り込みください。

銀行振込先

群馬銀行 総社支店 普通預金

口座番号:032037 口座名義:一般社団法人群馬県測量設計業協会 会長 田村 義一

お振込の場合には恐れ入りますが加入依頼書を群馬県測量設計業協会にFAXのうえ、お振込のご連絡をお願いします。

中途加入

毎月可能です。

●締切日:毎月15日

対象掛金(保険料)*の指定口座へのお振り込みおよび、加入依頼書の送付をお願いします。

*保険期間開始日から令和8年9月までの月数分

●保険期間

締切日の翌月1日午後4時～令和8年10月1日午後4時

事故発生の場合

事故が発生した場合には、直ちに下記のお問い合わせ先までご連絡のうえ、事故の処置についてご相談ください。

【事故サポートセンター】

0120-727-110 (受付時間)平日:午後5時～翌月午前9時

土日祝日(12月31日～1月3日を含みます。):24時間

※上記受付時間外は、損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。

個人情報に関するご案内

●保険契約者(一般社団法人群馬県測量設計業協会)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。

●損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱い商品・各種サービスの

案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等(外国にある事業者を含みます。)に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法定等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)

については損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

申込人(加入者)および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえご加入ください。

●保険会社との間で問題を解決できない場合(指定紛争解決機関)

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

[ナビダイヤル]0570-022808(通話料有料)

受付時間:平日の午前9時15分～午後5時(土・日・祝日・年末年始は休業)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(<https://www.sonpo.or.jp/>)

このパンフレットは概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンにお問い合わせください。

ご加入いただく際は、加入依頼書等に記載の内容がお客さまのご意向に沿っていることをご確認ください。

本制度のお問い合わせ先

<お問い合わせ先(契約者)>

一般社団法人群馬県測量設計業協会

〒371-0853

群馬県前橋市総社町3-1-10

TEL 027-251-0730

FAX 027-253-1339

<お問い合わせ先(取扱代理店)>

アームリンク株式会社

〒371-0844

群馬県前橋市古市町1-43-6 真塩ビル2F

TEL 027-255-3233

(受付時間: 平日午前9時から午後5時まで)

FAX 027-280-4659

<引受保険会社>

損害保険ジャパン株式会社

群馬支店 前橋支社

〒371-0023

群馬県前橋市本町1-4-4

TEL 050-3833-5654(受付時間: 平日午前9時から午後5時まで)

FAX 027-223-8004



SOMPO